

(価格等の交渉)

- 第6条 価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、第4条に規定する技術協力を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。
- 2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料を発注者に提出する。
 - 3 優先交渉権者は、設計者の作成する設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料を作成し、発注者に提出する。
 - 4 発注者は、優先交渉権者に対し、第3項の規定により、参考見積書の提出を求めるに当たっては、その旨を書面にて事前に通知する。
 - 5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれの見直しを行う。
 - 6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
 - 7 前2項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
 - 8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(契約手続等)

- 第7条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた発注者指定様式の見積書を提出する。
- 2 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負仮契約を締結する。
 - 3 発注者及び優先交渉権者の間で締結した仮契約については、置賜広域行政事務組合議会の議決を得たときに正式に契約が成立するものとする。

(価格等の交渉の不成立)

- 第8条 発注者は、第6条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- 2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第9条から第13条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

- 第9条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

- 第10条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第11条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

発注者 山形県米沢市金池三丁目1番55号
置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長 中川 勝 印

優先交渉権者 ○○○○○○特定建設工事共同企業体

(代表者)

所在地 ○○○○○○

名称 ○○○○○○

代表者 ○○○○○○

印

(構成員)

所在地 ○○○○○○

名称 ○○○○○○

代表者 ○○○○○○

印